

熊本県公報

号外 第45号
平成17年9月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例……………(市町村総室) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例
 県内の市町村の合併の状況を考慮し、市町村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例について、その期間を見直すとともに、天草市及び合志市が設置されることに伴い、天草市、上天草市及び天草郡苓北町の区域及び菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区についての特例を定めることとした。

条 例

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第88号

天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例等の一部改正)

第1条 天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

題名中「合併」の次に「及び本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町の合併」を加える。

本則中「設置する」を「設置した」に改め、「こと」の次に「及び平成18年3月27日本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置したこと」を加え、「上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町」を「天草市、上天草市及び天草郡苓北町」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」を「旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第2条 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町及び同郡豊野町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」を「旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第3条 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町及び同郡鹿央町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」を「旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第4条 阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町及び同郡波野村の合併並びに上益城郡矢部町、同郡清和村及び阿蘇郡蘇陽町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」を「旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第5条 菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

題名中「合併」の次に「及び菊池郡合志町及び西合志町」を加える。

本則中「設置する」を「設置した」に改め、「こと」の次に「及び平成18年2月27日菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置したこと」を加え、「菊池市及び菊池郡」を「菊池市、合志市及び菊池郡」に、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)」を「旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第6条 八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成17年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

本則中「設置する」を「設置した」に、「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

(玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

第7条 玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成17年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

本則中「同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される」を「平成15年4月13日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定(「こと」の次に「及び平成18年3月27日日本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町及び同郡河浦町を廃し、その区域をもって天草市を設置したこと」を加える改正規定及び「上天草市並びに天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町及び同郡栖本町」を「天草市、上天草市及び天草郡荅北町」に改める改正規定に係る部分に限る。)は平成18年3月27日から、第5条の規定(「こと」の次に「及び平成18年2月27日菊池郡合志町及び同郡西合志町を廃し、その区域をもって合志市を設置したこと」を加える改正規定及び「菊池市及び菊池郡」を「菊池市、合志市及び菊池郡」に改める改正規定に係る部分に限る。)は平成18年2月27日から施行する。